

# 一宮市総合交通戦略策定協議会設置要綱

## (設置)

第1条 本市における集約型の都市構造の実現を目指した総合的な交通施策を戦略的に推進するため、都市・地域総合交通戦略(以下「交通戦略」という。)の策定について検討・協議し、これを承認することを目的として、一宮市総合交通戦略策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1)交通戦略の策定に関する事務
- (2)交通戦略に位置付ける施策に関する事務
- (3)その他協議会が必要と認める事務

## (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1)学識経験を有する者
- (2)道路管理者等関係行政機関
- (3)交通管理者
- (4)本市の交通施策に係る交通事業者
- (5)市民及び交通戦略策定又は位置付ける施策に係る団体
- (6)市の職員
- (7)その他市長が必要と認める者

2 第1項に規定する委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

3 第1項に規定する委員への報酬は、一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)に定めるところにより、任命され、又は委嘱された委員に対し、委員本人が現に会議に出向いて議事に参与した場合にのみ支払うことができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、交通戦略の策定をもって終えるものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験を有する委員の中から市長が依頼する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員から会長が指名する者とし、会長が不在のとき又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員に事故があるときは、第3条第1項第2号から第4号及び第6号委員に限り、その職務を代理する者(以下「代理人」という。)が協議会の会議に加わることができる。
- 5 代理人及び第10条の規定により会長が出席を要請した者に対し、謝礼を支払うことができる。

### (会議の公開)

第7条 協議会の会議は、原則公開とする。

- 2 協議会の会議の公開に関する取扱いについて必要な事項は、事務局が別に定める。

### (専門部会)

第8条 協議会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、第3条第1項に規定する委員の中から、会長が指名した者とする。
- 4 前項に規定する部会員のほか、会議が必要と認められた者を部会員とすることができる。
- 5 部会長は、部会員の中から会長が指名する。
- 6 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、会務を総括する。
- 7 専門部会の所掌事務は次のとおりとし、部会長は、協議会に検討結果を報告するものとする。
  - (1)交通戦略の策定に関する基本的事項の調査及び検討
  - (2)その他協議会が必要と認める事項
- 8 専門部会の運営については、会議の規定を準用する。

### **(オブザーバー)**

第9条 協議会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱する。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

4 オブザーバーに事故があるときは、代理人が協議会の会議に出席し、意見を述べる  
ことができる。

### **(意見の聴取)**

第10条 協議会は、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴く  
ことができる。

### **(事務局)**

第11条 協議会の事務局は、一宮市まちづくり部地域交通課に置く。

### **(その他)**

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会  
に諮り定める。

### **付則**

1 この要綱は、令和5年11月17日から施行する。

2 この要綱は、交通戦略の策定時にその効力を失う。

## 一宮市総合交通戦略策定協議会 名簿

設置要綱第3条第1項第1号委員（学識経験を有する者）


設置要綱第3条第1項第2号委員（道路管理者等関係行政機関）


設置要綱第3条第1項第3号委員（交通管理者）

--	--

設置要綱第3条第1項第4号委員（交通事業者）


設置要綱第3条第1項第5号委員（市民及び関係する団体）


設置要綱第3条第1項第6号委員（市の職員）


オブザーバー（設置要綱第9条）
